

改正

昭和48年4月25日条例第25号

昭和51年3月27日条例第17号

昭和54年12月21日条例第29号

平成元年3月28日条例第16号

平成7年3月25日条例第7号

平成7年6月22日条例第20号

平成8年12月21日条例第16号

平成9年3月26日条例第3号

平成9年3月26日条例第8号

平成9年9月23日条例第19号

平成10年12月22日条例第23号

平成12年3月25日条例第24号

平成12年9月28日条例第40号

平成17年10月5日条例第34号

平成18年6月28日条例第20号

平成20年12月19日条例第52号

平成25年12月18日条例第37号

平成31年3月21日条例第17号

令和2年3月26日条例第9号

木更津市公設地方卸売市場条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第6条—第16条の2）

第2節 買受人（第17条—第20条）

第3節 附属営業人（第21条—第25条の2）

第3章 売買取引及び決済の方法（第26条—第48条）

第3章の2 卸売の業務に関する品質管理（第48条の2）

第4章 市場施設の使用（第49条―第56条）

第5章 監督（第57条―第59条）

第6章 地方卸売市場運営審議会（第60条―第65条）

第7章 雑則（第66条―第71条）

附則

第6章 地方卸売市場運営審議会

（地方卸売市場運営審議会の設置）

第60条 市場の管理運営上、重要な事項に関し調査審議するため、地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（諮問事項等）

第61条 市長は、次に掲げる事項を審議会に諮問するものとする。

- （1）市場の整備及び運営に関する事項
- （2）開場の期日及び時間に関する事項
- （3）卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項
- （4）卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に関する事項
- （5）卸売の業務を行う者に関する事項
- （6）卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項
- （7）市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、必要な事項

2 審議会は、前項の諮問に応じて調査審議等を行うほか、必要な事項を市長に建議することができる。

（組織）

第62条 審議会は15人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者、卸売業者、買受人、消費者、生産者及び出荷者代表のうちから、市長が委嘱する。

3 審議会委員は非常勤とする。

（任期）

第63条 審議会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（市場取引委員会への委任）

第64条 審議会は、第61条第2号から第7号までに係る事項に関する事項を調査審議するため市場取引委員会を置く。

2 審議会は、その定めるところにより、市場取引委員会の決議をもつて、審議会の決議とする。
(規則への委任)

第65条 第60条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織運営に関し必要な事項は市長が別に定める。